

## 第34回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

### 日 時

令和5年5月22日（月）午後2時～から午後3時05分

### 場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

### 出席委員（議席番号順）

田代委員，金田（典）委員，櫻井委員，佐藤委員，篠崎委員（会長），天谷委員，吉澤委員，本多委員，塩田委員，相澤委員，平出委員，恩田委員，岩上委員，駒場委員（会長職務代理），金田（裕）委員，鎌倉委員，手塚委員，村田委員（会長職務代理），入江委員，福田委員

### 欠席委員

刈部委員，関根委員，竹原委員

### 会議経過

#### 1 開 会

出席委員20名で法定定数に達しているので，開会を宣する。

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議長選任

宇都宮市農業委員会会議規則第4条の，「会長は総会の議長となり議事を整理する」との規定に基づき，議長を会長とする。

#### 4 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は，議長指名により，議席番号1番の田代委員，2番の金田（典）委員の両名を指名する。

#### 5 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：議案書1ページ議案第1号（令和5年5月16日付け）

訂正並びに追加：なし

#### 6 議 事

**議 長** それでは，本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページの議案第1号は取下げになりましたので，議案書2ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」，議案第2号ならびに3号について，一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第2号から3号までの2議案のうち，議案第2号については，事業計画変更の承認を条件に許可すべきものと調査しております。

議案第2号についてご説明いたします。平石地区の申請です。申請人は，事業拡大に伴い，既存の工場敷地を拡張し，申請地に新たな工場を建築する旨の申請です。申請人は，昭和39年8月7日に設立した法人で，金属プレス加工等を主

な目的としております。現在、申請地の隣接地において工場を経営しておりますが、生産量拡大のため、機械台数の増加が必要となったことから、申請地に新たに工場を建築するもので、同時利用地の宅地1,943.23平方メートルと併せますと、工場敷地面積は2,321.23平方メートルとなります。給排水計画については、給排水設備は設けず、敷地内はアスファルト敷きとし、雨水は浸透槽にて敷地内で処理する計画となっております。資金計画については、建築費及び造成費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外である農地法施行規則第36条に規定する「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条許可要件を満たしているとして調査しております。

**議長** 議案第2号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第2号について、「事業計画変更を伴う案件のため、関連議案第14号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことにご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。議案第3号について、事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第3号についてご説明いたします。平石地区の申請です。公共事業による土地の収用により、周辺住民の駐車場が不足していることから、申請地に貸駐車場を整備する旨の申請です。事業計画によりますと、申請地は砂利敷きとし、7台分の駐車場を整備するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費のすべてを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、平石地区市民センターから350メートル、平石中央小学校から150メートルの場所に位置し、上下水道が埋設してある道路に接する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条許可要件を満たしているとして調査しております。なお、地区調査会において申請地は農地性がない状況でありましたが、申請書には顛末書が添付され、申請人も反省しており、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることな

どから、許可はやむを得ないものと調査しております。

**議 長** 議案第3号について、質疑願います。

**委 員** (意見等なし)

**議 長** 質疑がないので、お諮りします。議案第3号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

**委 員** (異議なし)

**議 長** ご異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第4号から12号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第4号についてご説明いたします。平石地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、一般住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により処理後水路へ放流するもので土地改良区の同意書が添付されております。雨水については自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を融資及び自己資金により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書及び残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（以後、「集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第5号についてご説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の孫であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、約1ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、持

家がないため、申請地を売買により取得し、一般住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから210メートルの区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号についてご説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集团的な規模が、約5.4ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号についてご説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集团的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第9号についてご説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、ラーメン店を建築する旨の申請です。借受

人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第1号の「飲食店」に該当します。計画によると、敷地内はアスファルト敷きとし、店舗1棟、11台分の駐車場を整備する計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道及び井戸水を使用し、排水は合併処理浄化槽により処理後水路へ放流するもので水利組合の同意書が添付されております。また、雨水は敷地内に浸透槽を設け処理する計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、9.2ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第10号についてご説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を贈与により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は、譲渡人の姪であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により処理後側溝へ放流するもので、市道路管理課に道路工事施工承認申請済であり、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第11号についてご説明いたします。国本地区の申請です。借受人は、申請地に50年間の使用貸借権を設定し、一般住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由

についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第12号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、既存の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、新たに資材置場を整備する旨の申請です。譲受人は、令和2年に個人事業主として起業し、主に住宅の基礎工事や外構工事の請負を行っております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、工事用資材の型枠材、単管パイプ、砂、砂利等、及びトラックやミニバックホーなどの重機等を置くもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地購入費等を兄が経営する法人からの融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資確約書が添付されております。申請地は、農地の集団性がない第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第4号から12号について質疑願います。

**委員** 農地法に関することではないが、議案第9号は井戸水を使用してラーメン店を営むということで、飲食店の場合、水質を検査して、飲料水として適する結果が出たとしても、上水道を使用すべきであると思うが、どういう計画になっているのか。

**事務局** 基本的には上水道を利用する計画になっております。提供する料理や水に関しては上水道を利用し、それ以外において井戸水で賄える部分については、井戸水で対応するというような計画であります。

**議長** その他、意見等がなければ、議案第4号から12号について、「申請のとおり許可する」ことにご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第13号を上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第13号についてご説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、収穫したイチゴの集荷作業を行うため、20年間の使用貸借権を設定し、農業用施設を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、白沢町内で、イチゴを営農しております。土地利用計画については、敷地内は造成は行わず、農業用施設を1棟建築し、集荷作業を行うもので、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、3.2ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、

転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

**議長** 議案第13号について質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第13号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。日程第4「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第14号を上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第14号についてご説明いたします。平石地区における農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請です。土地所有者である転用事業者は、石井町の田1筆を平成22年4月に駐車場として、また、同年12月には、隣接する畑1筆を資材置場及び駐車場を目的とした農地転用の許可を受け、所有権移転まで行いました。しかし、許可後、事業拡大に伴い既存の工場敷地を拡張する必要が生じたため、今回の事業計画変更申請に至ったものです。なお、事業の実行性も議案第2号で確認していることから、事業計画の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

**議長** 議案第14号について質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第14号について、「変更を承認する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第15号から8ページ議案第38号までの24議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案書6ページをご覧ください。「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定」について、ご説明いたします。相対による契約になります。

議案第15号及び議案第16号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案第17号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第18号及び議案第19号は、横川地区の計画です。なお、議案第18号は、瑞穂野地区の計画1筆を含みます。田の貸し借りが2件になります。

議案第20号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第21号及び議案第22号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案書7ページをご覧ください。議案第23号及び議案第24号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案第25号及び議案第26号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案第27号及び議案第28号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案書8ページをご覧ください。議案第29号及び議案第30号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案第31号及び議案第32号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りが2件になります。

議案第33号から議案第37号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りが5件になります。

議案第38号は、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

**議長** 議案第15号から38号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第15号から38号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。9ページをご覧ください。日程6「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第39号から304号までの266議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく案件がいくつかありますので、該当する議案を先に審議いたします。まず、17ページ議案第193号、196号、198号は、8番委員が借受者となっており、また、197号は、同じく8番委員が所有者となっておりますので、8番委員の退出を願います。

**委員** (8番委員退出)

**議長** それでは、議案第193号、196号、197号、198号について、事務局の説明を願います。

**事務局** 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定」について、ご説明いたします。集積計画一括方式による契約になります。

はじめに、議案書17ページをご覧ください。議案第193号、196号、

197号、198号をご説明いたします。議案第193号、議案第196号、議案198号の借受者は、議席番号8番委員であり、国本地区の計画です。田と畑の貸し借りが1件、田の貸し借りが1件、畑の貸し借りが1件です。

議案第197号の所有者は、議席番号8番委員であり、国本地区の計画です。田の貸し借りになります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

**議長** 議案第193号、196号、197号、198号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第193号、196号、197号、198号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。議案第193号、196号、197号、198号が終了しましたので、8番委員に入室・着席していただきます。

**委員** (8番委員入室)

**議長** 次に、21ページ議案第260号は、15番委員が借受者となっておりますので、15番委員の退出を願います。

**委員** (15番委員退出)

**議長** それでは、議案第260号について、事務局の説明を願います。

**事務局** 議案書21ページをご覧ください。議案第260号の借受者は、議席番号15番委員であり、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。

この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

**議長** 議案第260号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第260号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。議案第260号が終了しましたので、15番委員に入室・着席していただきます。

**委員** (15番委員入室)

**議長** 審議済の5議案を除く、議案第39号から304号までの261議案について、事務局の説明を願います。

**事務局** その他の議案について、ご説明いたします。議案書9ページにお戻りください。議案第39号から10ページ議案第57号は、平石地区の計画です。田と畑の

貸し借りが1件、田の貸し借りが18件です。

議案第58号から議案第72号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが13件、畑の貸し借りが2件です。

議案第73号から13ページ議案第122号は、瑞穂野地区の計画です。田と畑の貸し借りが1件、田の貸し借りが39件、畑の貸し借りが10件です。

議案第123号から14ページ議案第142号は、横川地区の計画です。なお議案第141号は、雀宮地区の計画2筆を含みます。田と畑の貸し借りが1件、田の貸し借りが19件です。

議案第143号から16ページ議案第170号は、雀宮地区の計画です。田と畑の貸し借りが3件、田の貸し借りが22件、畑の貸し借りが3件です。

議案第171号から議案第178号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りが8件になります。

議案第179号から議案第184号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが5件、畑の貸し借りが1件になります。

議案第185号から17ページ議案第192号、議案第194号及び議案第195号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが8件、畑の貸し借りが2件です。

議案第199号から議案第205号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが7件になります。

18ページ議案第206号から議案第211号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りが6件になります。

議案第212号から議案第219号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りが6件、畑の貸し借りが2件になります。

議案第220号から21ページ議案第259号、議案第261号は、上河内地区の計画です。なお、議案第232号は、河内地区の計画5筆を含みます。田と畑の貸し借りが1件、田の貸し借りが40件です。

議案第262号から24ページ議案第304号は、河内地区の計画です。田と畑の貸し借りが2件、田の貸し借りが41件になります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

**議長** 審議済の5議案を除く、議案第39号から304号について、質疑願います。  
**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。審議済の5議案を除く、議案第39号から304号について、「計画のとおり決定する」ことにご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。25ページをご覧ください。日程

第7「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」、議案第305号から308号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

**事務局** 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定」について、ご説明いたします。

議案第305号は、瑞穂野地区の計画です。譲受人の公益財団法人栃木県農業振興公社（以下、「県公社」と言います。）が、譲渡人から、下桑島町の畑1筆1,026平方メートルを売買により取得するものです。

議案第306号は、横川地区の計画です。譲受人が、譲渡人の県公社から、さるやま町の田1筆1,633平方メートルを売買により取得するものです。

議案第307号は、姿川地区の計画です。譲受人が、譲渡人の県公社から、幕田町の田6筆6,001平方メートルを売買により取得するものです。

議案第308号は、河内地区の計画です。譲受人が、譲渡人の県公社から、古田町の田1筆5,518平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

**議長** 議案第305号から308号について質疑願います。

**委員** （意見等なし）

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第305号から308号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** （異議なし）

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。26ページをお開きください。日程第8「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第309号から315号までの7議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく案件がありますので、該当する議案を先に審議いたします。議案第314号は、19番委員が耕作者となっておりますので、19番委員の退出をお願いします。

**委員** （19番委員退出）

**議長** それでは、議案第314号について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書26ページをご覧ください。「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、ご説明いたします。

議案第314号をご説明いたします。議案第314号の耕作者は、議席番号19番委員で、雀宮地区の計画です。農地中間管理事業により、耕作者が、県公

社から農地を借り受けて耕作しておりましたが、耕作を継続することが困難になったため、耕作者を19番委員に変更するものです。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第314号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第314号について、「計画のとおり承認する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第314号が終了しましたので、19番委員に入室・着席していただきます。

委員 (19番委員入室)

議長 審議済の議案第314号を除く、309号から315号までの6議案について、事務局の説明を願います。

事務局 次に、議案第309号及び議案310号について、ご説明いたします。議案第309号及び議案第310号は、清原地区の計画です。農地中間管理事業により、借受人が公益財団法人栃木県農業振興公社（以下、「県公社」と言います。）から農地を借り受けて耕作しておりましたが、耕作を継続することが困難になったため、耕作者を別の借受人に変更するものです。

議案第311号から議案第315号は、雀宮地区の計画です。農地中間管理事業により、借受人が県公社から農地を借り受けて耕作しておりましたが、耕作を継続することが困難になったため、議案第311号及び議案第315号は、耕作者を別の借受人に、議案第312号及び議案第313号は、耕作者を別の借受人に変更するものです。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 審議済みの議案314号を除く、議案第309号から315号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済みの議案314号を除く、議案第309号から315号について、「計画のとおり承認する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。27ページをご覧ください。日程第9「農地利用最適化推進委員候補者の決定について(案)」、議案第316号を上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第316号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について(案)」, ご説明いたします。宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱手続きに関する要綱第10条により, 農業委員会は, 推薦及び募集に応じた者について, 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から報告を受け, 推進委員候補者を決定するものと規定されておりますことから, お諮りするものです。お手元の資料「宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価・選考について」をご覧ください。現農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の任期が本年7月19日をもって満了となることから, 法令に基づき, 新たな推進委員を農業委員会が委嘱するに当たり, 宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員評価委員会において, 推進委員候補者を評価・選考しましたことから, 候補者について報告するものです。推進委員の定数は30名以内, 任期は, 令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。令和5年2月1日から令和5年3月3日まで募集を行い, 地域から推薦を受けた方30名, 自ら応募された方2名が申し込みされました。資料の裏面をご覧ください。令和5年3月23日に評価委員会を開催し, 推進委員としてふさわしいか検証を行いました。候補者は, 別紙「農地利用最適化推進委員候補者一覧」のとおりであり, 地域から推薦を受けた30名が候補者となりました。資料にお戻りください。今後は, 定例総会の決定を経て, 推進委員への申込者と, その申込者を推薦された代表の方全員に選考結果を通知し, 7月20日に開催予定の第1回定期総会にて, 農業委員会による推進委員として, 委嘱することの議決を行い, 委嘱状を交付することとなります。

**議長** 議案第316号について, 質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので, お諮りします。議案第316号について, 「原案のとおり決定する」ことに, ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので, そのように決定します。28ページをお開きください。日程第10「令和6年度農業関係税制改正に関する要望(案)について」, 議案第317号を上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第317号「令和6年度農業関係税制改正に関する要望(案)について」, ご説明いたします。まず, 1番の目的ですが, 国において毎年見直しを行なっている農業経営に係る税制について, 農業経営の発展と安定のため, 次年度に向けた改正要望を提出するものです。2番の要望書の作成にあたっては, 前年度の要望内容について農業委員・農地利用最適化推進委員より提出された意向を基に作成することとしております。3番の農業委員・農地利用最適化推進委員から提出された意向の概要ですが, 1番から6番まで税の項目について, 「要望し

ない、継続、内容変更、新規」と意向を確認させていただいたところです。4番の要望書についてですが、要望（案）のとおりということで、29ページから30ページに掲載しております。また、議案書とは別に、要望事項の詳細については、別紙1のとおり配布しております。5番の今後のスケジュールについてですが、本日の定例総会において要望を決定し、来月16日までに栃木県農業会議へ提出する予定となっております。また、大まかな流れですが、県が取りまとめた要望を、全国農業会議所へ提出します。その後、全国農業会議所が国へ要望書を提出し、12月の税制改正に反映させることが目的であります。詳細については、別紙1をご覧ください。まず1番の相続税についてであります。一つ目の相続税の納税猶予の営農期間については、市街化区域内の農地では20年間の営農で免除、市街化調整区域内の農地は終身営農で免除という現行の制度を見直すという要望です。二つ目は、土地収用法に基づく道路等公共用地として買収された場合、時限付きではなく全額免除を恒久化することと、相続税の納税猶予の農地を寄付する場合は、全額を免除してほしいという要望です。2番の消費税については、農業経営の負担の軽減のために、農業機械や資材について、軽減税率の対象にしてほしいという要望です。3番の不動産取得税ですが、農地を取得した場合の特例が時限措置されておりますが、恒久化してほしいという要望です。4番の軽油引取税についても、課税免除の特例措置について、恒久化してほしいという要望です。続きまして、5番の石油石炭税は、A重油については、石油石炭税が免税となっております。しかし、ガソリン、灯油、白灯油、ガス、軽油については、石油石炭税が免税になっておりませんので、これらの燃料も石油石炭税の免税を要望するという内容です。続きまして、裏面をご覧ください。6番の固定資産税・都市計画税です。2項目ありますが、一つ目が市街化区域内の農地の固定資産税・都市計画税について、算出基礎を見直してほしいという要望です。二つ目につきまして、今現在農地中間管理機構に農地を貸付けた場合、10年以上貸し付けている場合は3年間、15年以上貸し付けている場合は5年間、固定資産税が半額になる制度があります。この軽減措置を、貸借期間に係らず5年間に統一してほしいという要望です。以上1番から6番まで、昨年度と同様に継続して要望するものです。

議長 議案第317号について質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第317号について、「原案のとおり決定する」ことにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。31ページをお開きください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

**事務局** [事務局より報告第1から報告第6まで一括で報告する。]  
**議長** 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何かありませんか。  
**委員** (特になし)  
**議長** 事務局で何かありませんか。  
(報告事項なし)  
**議長** すべての審議が終了しましたので、以上で第34回定例総会を終了します。  
(閉会 午後3時05分)